

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		2025年 6月 17日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市山科区御陵中内町5		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 学校法人京都薬科大学 理事長 木曾 誠一			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	208 台	3 台	7 台	202 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	393 台	0 台	6 台	376 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロン _{の量}	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	40.0	キログラム	63.9	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0.7	キログラム
冷媒用代替フロン _{の漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制}	使用時	・第一種特定製品のフロン簡易点検について、機器を保有している各部局に対し、マニュアル「簡易点検の手引き」に従って、適切に点検を行い指定の記録簿に点検結果を記録することを依頼している。また、点検漏れがないよう3か月に一度学内通知し点検実施を促している。各部局で記録した簡易点検記録簿は、年に一度（3月末）事務局に回収し、3年間保管している。			
	廃棄時	・第一種特定製品が不要となった場合は、各部局より事務局へ廃棄申請することを定めている。申請を受けた事務局は、各部局より当該廃棄物に係るフロン簡易点検記録簿を回収している。 ・第一種特定製品の廃棄後は、回収業者より回収フロン破壊証明書を受領し、上記フロン簡易点検記録簿とともに3年間事務局で保管している。			
冷媒用代替フロン _{の漏えい防止のための取組の実施状況}	使用時	・第一種特定製品を日常的に使用している中で、空調又冷却の効きが少しでも悪いと気づいた時は直ちに業者による点検・修理を依頼し、大量の冷媒漏れを防ぐようにしている。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時は、大学の敷地内でフロンを回収してから処分のための搬出・運搬をするよう業者に依頼することとしており、運搬時による冷媒管破損等に伴う冷媒漏れを防ぐようにしている。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	冷蔵庫等の更新時に、ノンフロン等の地球温暖化係数が低い冷媒を使用した製品の選択を促す措置を実施することを検討している。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。